

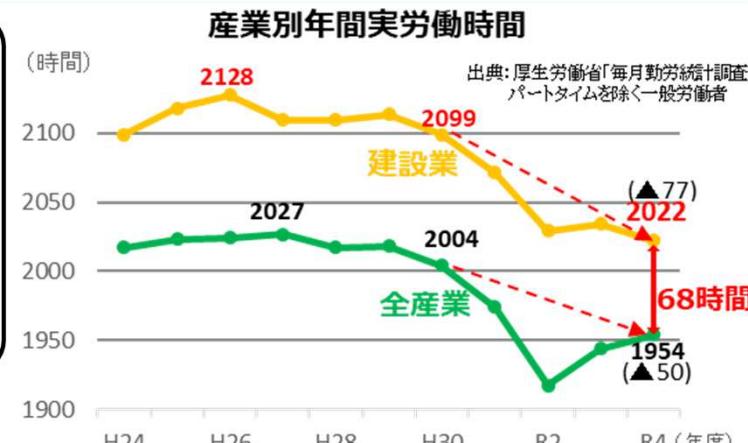
建設業の働き方改革に向けた取り組み

令和 6 年 7 月
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課



建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススメ特設サイト

3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R2)、
→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長**の**取扱いを明確化**
- 国交大臣と建設業4団体が4週8閉所など
適正工期に取り組むことを**申合せ**
- 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- [直轄] 令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- [都道府県] 令和6年度から原則**100%**を目指す
- [市町村] 国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. 生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

建設業の働き方改革に向けた施策パッケージ(概要)

○令和6年4月からの時間外労働規制の適用を労働時間短縮等のチャンスと捉え、持続可能な建設業に向けた**働き方改革を強力に推進する**べく、関連施策を**とりまとめ**。

1. 時間外労働規制の理解促進

- 業界ニーズに応じて法令解釈・運用を明確化するための枠組み

2. 労働時間の縮減（休日の拡大）

(1)週休2日工事の拡大

- 都道府県工事で来年度100%実施等の目標を設定
- 必要経費の予定価格への計上を国から要請

(2)一斉閉所の拡大

- 業界と連携し夏期一斉閉所を官民発注者に働きかけ

3. 適正な工期設定

(1)「工期に関する基準」の拡充

- 法定労働時間の遵守を前提とした工期確保
- 猛暑日は作業不能日として工期設定
- 官民の発注者等に対する徹底の働きかけ
- 違反となり得る行為類型の作成・公表

(2)建設Gメンの拡充

- 体制倍増。労基署との合同調査など実地調査を拡充

4. 生産性の向上、超過勤務の縮減方策

(1)工事関係書類の削減

- 直轄工事での取組を自治体に横展開し、取組状況を集計・見える化
- 更なる書類の簡素化・電子化に向けた取組強化

(2)時間外労働規制に対応した新しい施工方法

- 元下協議により、工種毎のモデル事業を支援
- 技術者業務の社内外との分担を推進

(3)平準化(ピークカット)の促進

- 自治体毎に目標値を設定、進捗を確認・見える化

(4)DXの推進

- デジタル技術を活用し、自動化、遠隔化を促進

5. 実効性の向上

- 公共工事設計労務単価の引上げを踏まえ、各社の賃上げにつき、業界と引上げ目標を設定

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「工期に関する基準」を作成・勧告（令和2年7月）。
- 直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- 直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大。
国交省直轄工事では令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、
全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施（R4年4月公表）。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施。
- 民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

- ・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。
- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。
- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

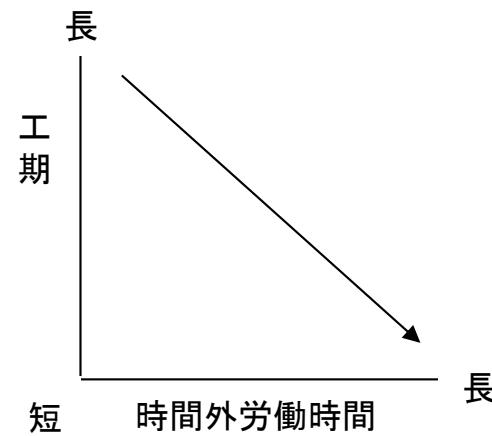
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定された。
- この規定が設けられた主旨は、建設業就業者の長時間労働を是正するためには、適正な工期設定を行う必要があり、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

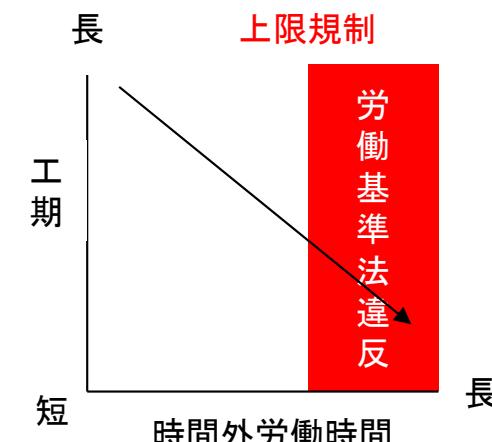
- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反となる。

【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)

国土交通省は、適正工期の在り方を受発注者に周知するためのリーフレットを作成しています。

建設工事における 適正な工期の確保に向けて

令和5年5月31日
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

不適正な工期が与える現場への影響

～現場の長時間労働や施工品質の低下～

建設工事では、契約工期内に目的物を竣工させることは大切であることは言うまでもありません。しかしながら、工期の設定に余裕がないために、それをうろことして工事を進めてることで、現場に様々な悪影響が生じているケースが少なくありません。

工期の不足で長時間労働がかかるを得ない状況に

ほとんどの建設現場で工期の日数不足が認識されていますが、建設業では導入が遅れていて、週休2日制の平均日数が1日以下という労働者も少なくありません。適正な工事が遅れないよう早出・残業や休日出勤を重ねるなど、工事に携わる人々が長時間労働がかかるを得ない状況が顕著となっています。

施工品質の低下が憂慮される

工期に余裕のない建設工事では、作業者の長時間労働による疲れやスピードを優先するあまり、施工ミスや事故が発生する危険性が高まります。

新・扱い手3法が成立し適正な工期設定の推進へ

以上のような状況を背景に、令和元年に「扱い手3法※」が一体的に改正され、「新・扱い手3法」が成立しました。そして、新しくなった建設業法に基づいて、中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成されるなど、適正な工期設定を推進するための、取組の充実が進まっています。

※扱い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律

建設業の時間外労働規制の見直し

建設業の将来の扭い手確保の観点からも、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっています。また、時間外労働の上限規制は、建設業はこれまで適用猶予とされていましたが、**令和6年4月1日以降は適用となり、違反した場合は罰則の対象となります。**

『労働基準法の改正内容』

(1)時間外労働の上限規制

- 原則として**月45時間・年360時間**
- 臨時的な特別の事情がある場合でも上回ることのできない上限
 - ①時間外労働が**年720時間以内**
 - ②時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
 - ③時間外労働と休日労働の合計について、2~6ヶ月の平均が**1月当たり80時間以内**
 - ④時間外労働が月45時間を超えることができるは、**年6か月が限度**

(2)建設業の取り扱い

- 令和6年3月31日まで・上限規制は適用されません。
- 令和6年4月1日以降・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
- 災害の復旧・復興の事業に関しては、上記(1)②③は適用されません。

＜上限規制のイメージ＞

法律による上限（特別条項）	・年720時間 ・複数月平均80時間未満 ・月100時間未満 休日労働を控む 年6ヶ月まで	災害の復旧・復興の事業には適用されません
法律による上限（原則）	・月45時間 ・年360時間	
法定労働時間	・1日8時間 ・週40時間	
	1年間=12ヶ月	

厚生労働省では、働き方改革特設サイト「時間外労働の上限規制」において、上記の時間外労働の上限規制について詳しく説明するとともに、働き方改革に対応するための、支援ツール等を掲載しています。

○時間外労働の上限規制(働き方改革特設サイト):<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

※ リーフレット掲載先QRコード

※ リーフレットの解説動画の掲載先QRコード

リーフレットはご自由にダウンロードいただけます。社内研修や取引先へのご説明として、ぜひご活用ください。

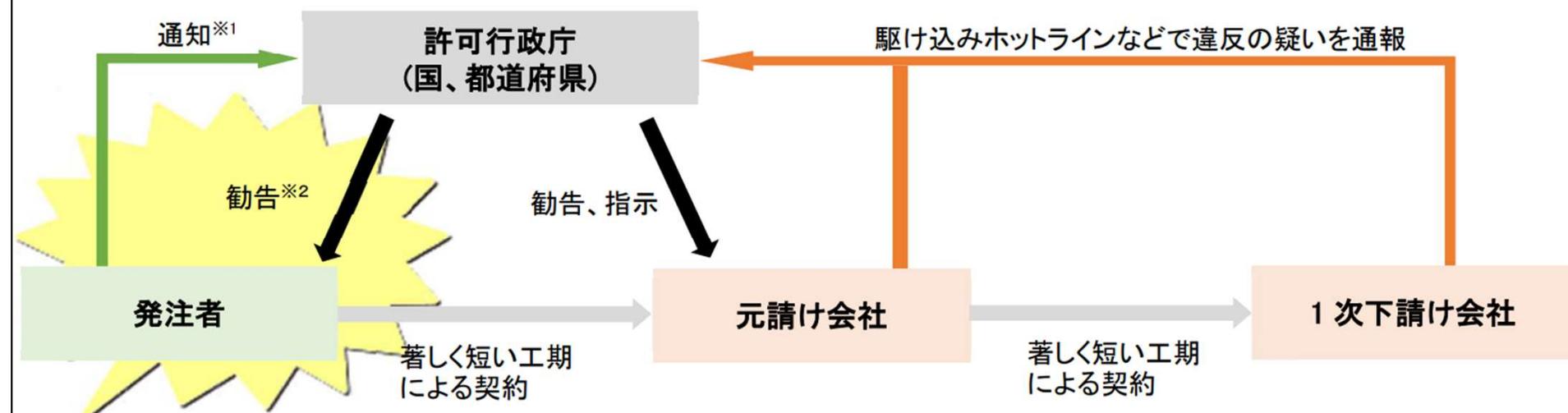


「建設工事における適正な工期の確保に向けて(リーフレット)」 の15ページ目から抜粋

駆け込みホットラインの紹介

著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、建設業法第19条の5の「著しく短い工期の禁止」の規定に違反するおそれがあります。建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、発注者、受注者、元請負人、下請負人間わず通報・相談することができます。

【建設業違反通報窓口 駆け込みホットライン】 <https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



※1 元請け会社が著しく短い工期で下請け契約を締結していると疑われる場合は、公共発注者が許可行政庁にその旨を通知しなければならない(入契法)

※2 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる(建設業法)

入札契約適正化に係る相談窓口

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

地方公共団体の入札契約担当者向け相談窓口

入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク



入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて電話・メールで都度受付

電話 (①のみ) T E L 03-5253-8278

メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp



入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp



平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。



お気軽にご相談ください



(参考) これまでの取り組みについて

令和6年4月から建設業への適用される罰則付き時間外労働規制に向けて、令和5年度より国土交通省は厚生労働省との連携をさらに強化し、建設業界がしっかりと適用時期を迎えるよう、関東地方整備局において主に以下の取組を実施しており、令和6年度も継続して実施する。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている

【R 5年度の各地の開催状況】

東京	R5.5.30	栃木	R5.6.15	埼玉	R5.6.27
神奈川	R5.6.6	群馬	R5.6.15	千葉	R5.6.27
山梨	R5.6.8	茨城	R5.6.21	長野	R5.7.24

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 地方整備局から建設業における働き方改革の推進や、適正な工期設定に関する資料配布及び説明を実施
- R 5年度の関東管内における企業向け説明会は、延べ110回実施

国土交通省の取り組みに厚生労働省が参画

③ 民間発注者や建設企業に対するモニタリング調査の実施

- 令和5年度より、工期・労働時間に関する取り組み等について、主に確認を行うモニタリング調査を実施
- 国土交通省職員と共に、労働基準監督署職員が民間発注者や建設企業への調査に同行（R 5年度8件実施）

建設業取引適正化推進期間の取組（令和5年10月1日～12月28日）

建設業取引適正化推進期間

- 建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところ。
- しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。
- このため、毎年10・11・12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化を推進すべく、幅広く重点的に法令遵守に関する活動に取り組んでいる。

建設業法令遵守推進本部の取組

- 期間 令和5年10月1日～12月28日
- 主催 国土交通省 及び 都道府県
- 協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構
- 主な実施内容（関東地方整備局）

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

- ・ポスター掲示（関東地方整備局管内（45事務所+本局）、1都8県建設部局、各都県業界団体（76団体））
- ・ホームページ等を通じた広報（関東地方整備局HP、X（旧Twitter）毎週投稿（のべ4.8万View）、他機関YouTubeチャンネルへリンク）

(2) 建設企業等を対象とした講習会の開催

- ・関東地方整備局web講習会（オンデマンド配信（期間中 約2300回視聴、アンケート約100回答））
- ・管内都県での講習会等での説明（東京建設業協会、山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会、長野県/長野県建設業協会）

web講習会の動画は
こちらのQRコードから



(3) 立入検査等の実施

- ・大臣許可業者への立入検査
- ・都県許可業者への合同立入検査（埼玉県、千葉県、神奈川県（1月実施）、栃木県（調整中））
- ・工期特化モニタリング調査（元請一次、民間発注者（1～2月実施））

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動など

【ポスターの掲示】



5階口ビー
幹部受付前



【web講習会（オンデマンド配信）】



【SNSによる情報発信】



山梨県建設業協会主催研修会



【各種講習会】

出前講座のご案内

関東地方整備局で「出前講座」とは、防災や環境の取り組みなど関東地方整備局の行っている事業について、わかりやすくお話しさせていただき、ご意見などを伺うもので、主に公共性・公益性のある団体、機関等からのご依頼に応じて、講座を実施しています。

この中には、建設工事の適正な施工を確保や建設業の健全な発達を促進するために、知識として必要となる建設業法や、建設産業の現状と課題、国土交通省の最近の施策についてご説明させていただく講座をご用意しています。

「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法」の講座項目の例【所要1時間程度】

- 建設業法の解説（建設業許可、技術者制度、適正取引ルール等）
- 働き方改革等の推進（適正な工期、施工時期平準化）
- 処遇改善に向けた取組（設計労務単価、業界団体の動き、CCUS）
- 適正な請負代金（資材高騰の価格転嫁、ダンピング対策）
- 生産性の向上（技術者制度の見直し）

出前講座実績（R5.12現在） のべ109名

- 8/21 加須市 市職員及び市内建設業者 66名
- 8/24 草加市 市職員（建築・土木系） 21名
- 11/28 （公財）長野県建設技術センター 県市町村職員 22名



【令和5年8月24日 草加市役所出前講座より】

上記が基本的な講座項目となります。申し込みいただいた団体、機関等のニーズに応じて、組み合わせの変更も可能となっていますので、ご希望がございましたらお申し付けください。

その他の講座に関する詳細は、[関東地方整備局のホームページ](#)に掲載していますので、ご確認ください。

関東地方整備局 出前講座



こちらのQRコードからもアクセスできます



(参考) 今後の施策検討等について

現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりのために必要な実効性ある対策を具体化するため、実務に精通した関係者を交え、令和5年5月より議論を実施。

委 員

(学識者等)

井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
榎並 友理子(日本IBM 株式会社執行役員公共事業統括部長)
惠羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
岸上 恵子(公認会計士)
楠 茂樹(上智大学法学部教授)
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
浜田 沙織(株式会社ワーク・ライフバランス取締役)
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

(受注者側)

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長・一般社団法人全国建設業協会前副会長)
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
東 佳樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)

(発注者側)

仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
松島 進(東京都建設局企画担当部長)
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長)

※50音順・敬称略

スケジュール

- 5月22日 第1回会議** 基本問題小委員会における検討内容について
- 6月29日 第2回会議** 請負契約の透明化による適切なリスク分担等について
- 7月27日 第3回会議** 教育関係者からのヒアリング等
- 8月23日 第4回会議** これまでの議論の整理と対応の方向性について
・請負契約の透明化による適切なリスク分担
・適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保
・魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上
中間とりまとめ（案）について
- 9月 8日 第5回会議** 中間とりまとめ（案）について
- 9月19日 中間とりまとめ**



▲ 令和5年9月8日 第5回会議の様子

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講すべき施策を取りまとめ。

1.請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1)契約における非対称性の解消

- ①受注者によるリスク情報提供の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

(2)価格変動等への対応の契約上での明確化

- ①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3)当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ①当事者間での誠実協議
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ②民間事業者への勧告等
 - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2.適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1)標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2)受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3)適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な待遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3.魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1)適正な工期の確保

- ①受注者による著しく短い工期の禁止
- ②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2)生産性の向上

- ①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
 - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ②監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

赤字：法改正で対応する項目

15

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典: 厚生労働省「毎月労働統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、

待遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

待遇改善

賃金の引上げ

労務費への じわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の待遇改善

○労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのじわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務*

*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

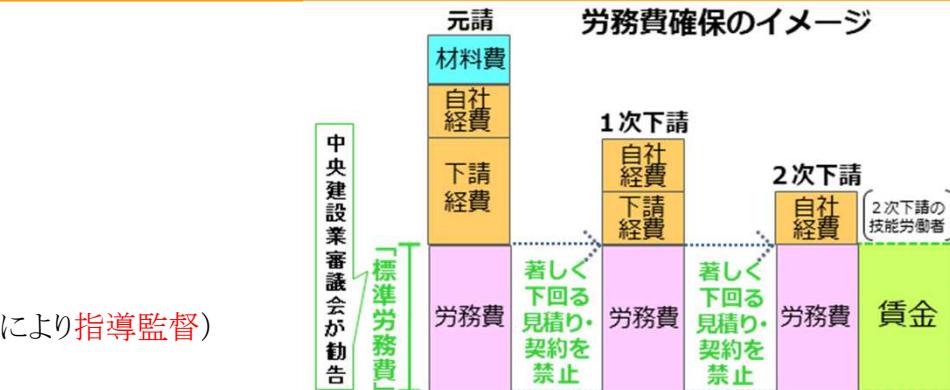
○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例:遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例:元下間でデータ共有)

→特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 *多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(CTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



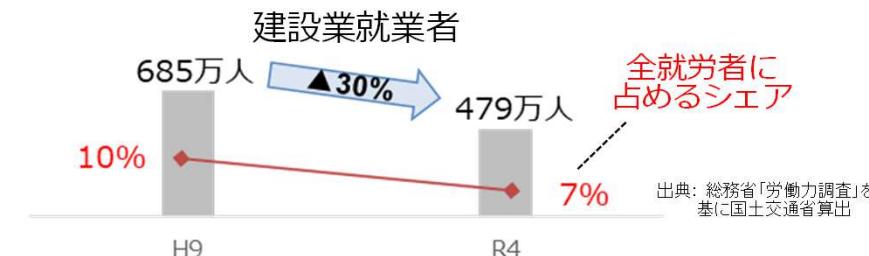
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



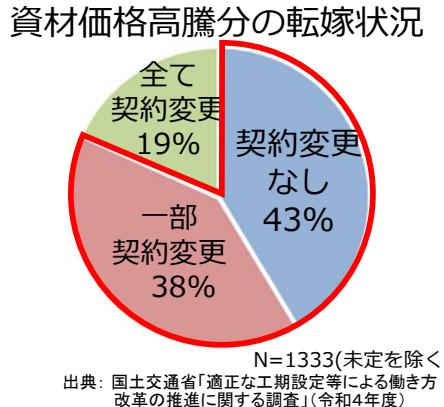
改正法 背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
→ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**待遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。

待遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革
・
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

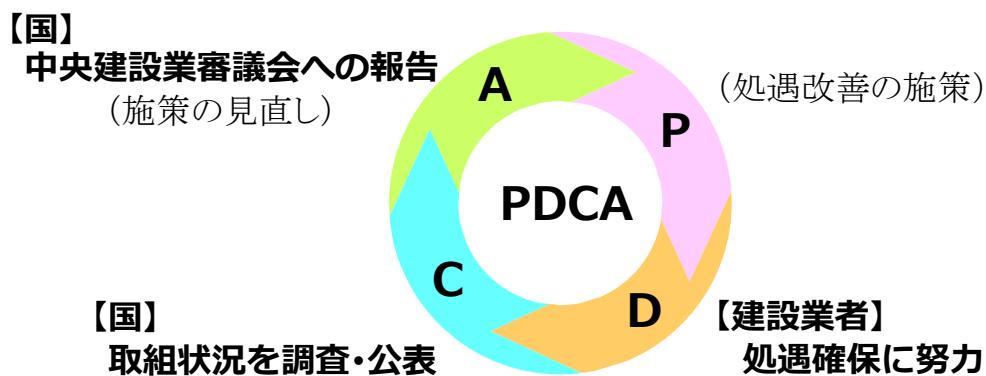
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

改正法① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

→ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**

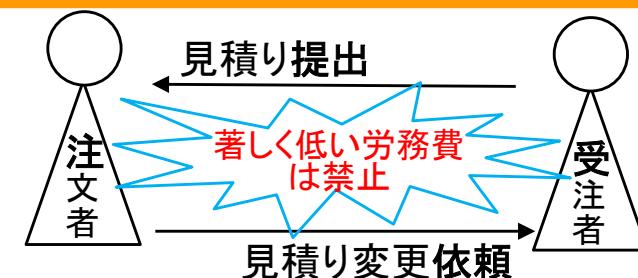


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼
(注文者)を**禁止**
※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

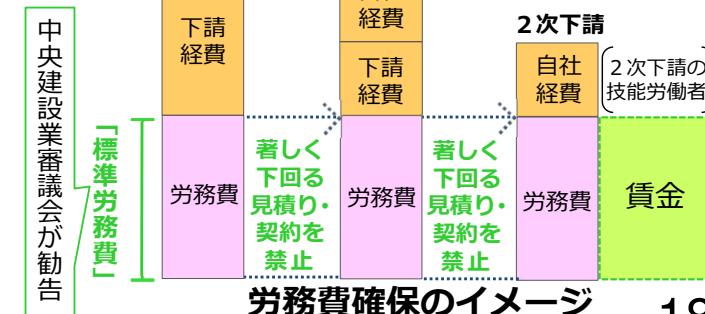
→ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不當に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

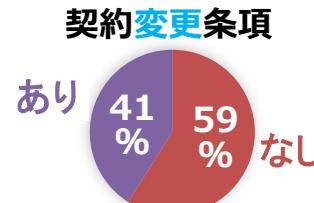
(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



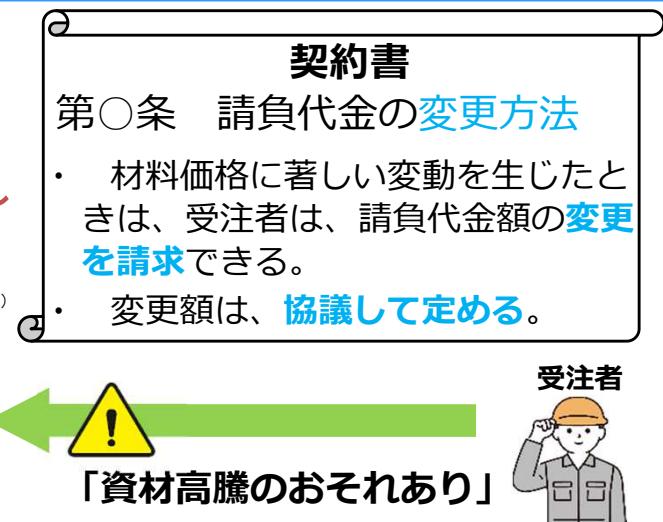
改正法② 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を
契約書の法定記載事項として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を
注文者に**通知する義務**



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)



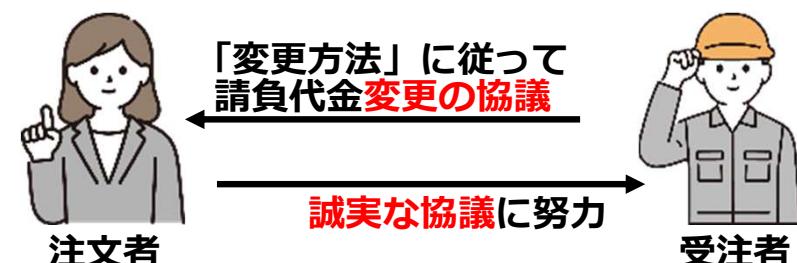
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

→ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- 1位 作業員の増員 25%
- 2位 休日出勤 24% } 4割超
- 3位 早出や残業 17%

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

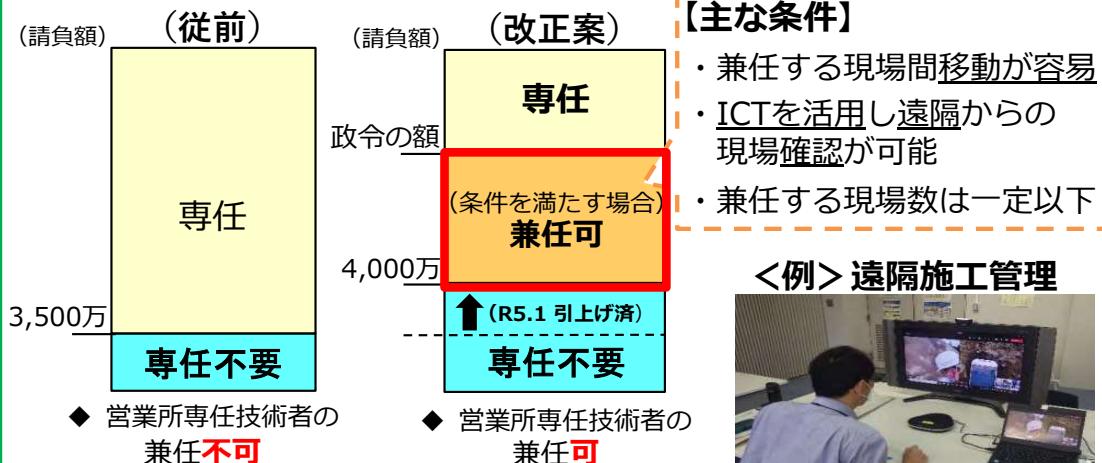
(注)不可抗力に伴う工期変更是、契約書の法定記載事項(現行)

契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ・ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



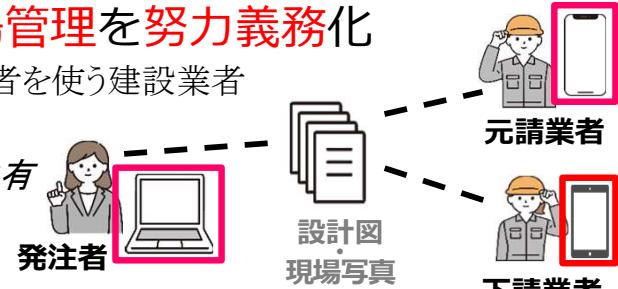
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

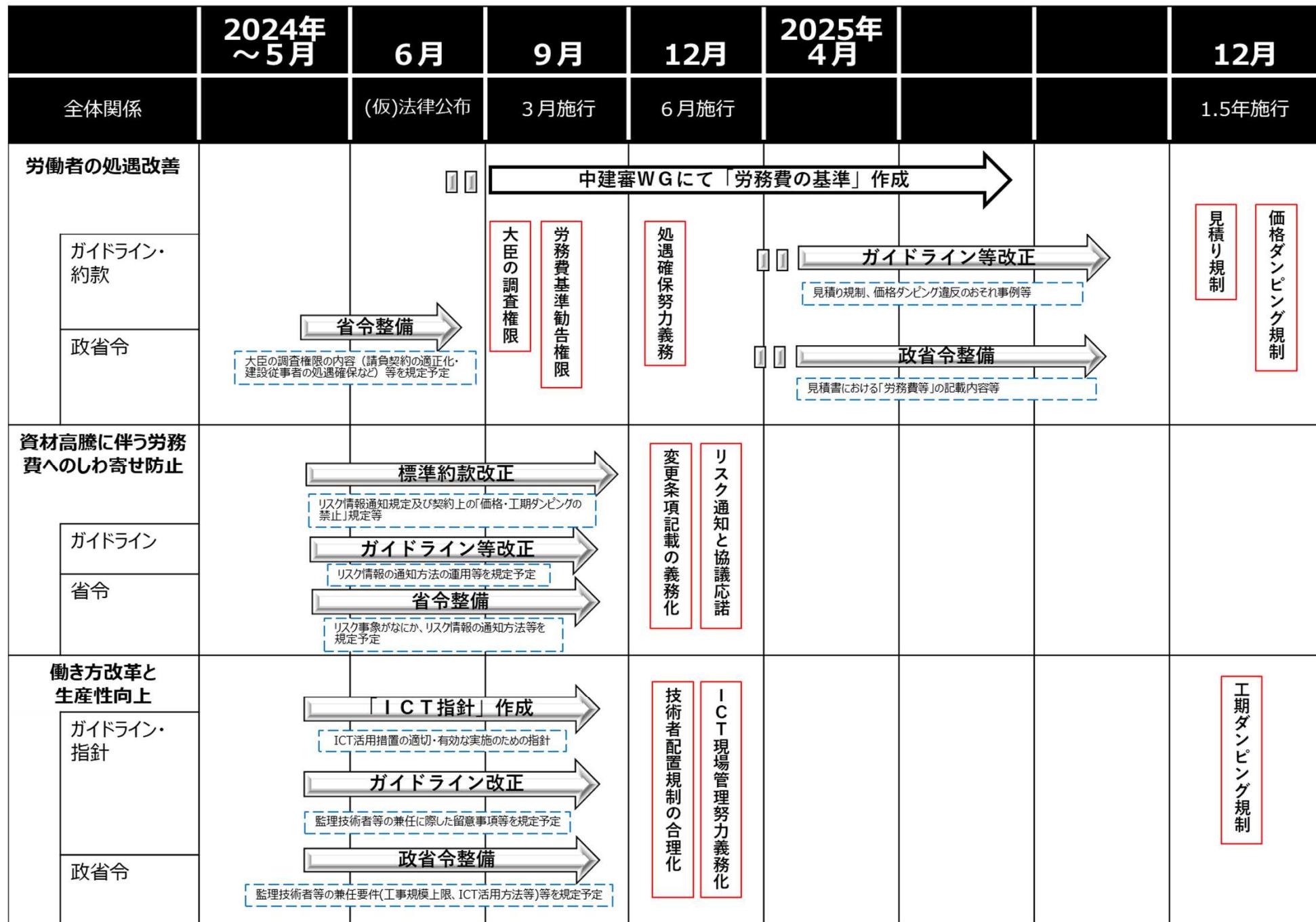
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

施行までのロードマップ[®] (イメージ)



建設キャリアアップシステムの概要

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

また、技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要> ※技能者登録数：約140万人、事業者登録数：25.9万社（2024年3月末現在）

技能者情報等の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

週休2日確認や退職金制度（建退共）との連携

(参考) 国土交通省直轄工事における取り組み

直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日推進**に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日(土日)**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため**「Wi-Fiクリースタンス」**の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン等**の作成、受発注者への周知徹底
 - ・**「書類限定検査」(44→10種類)**の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費などによる現場管理費の増加**を反映

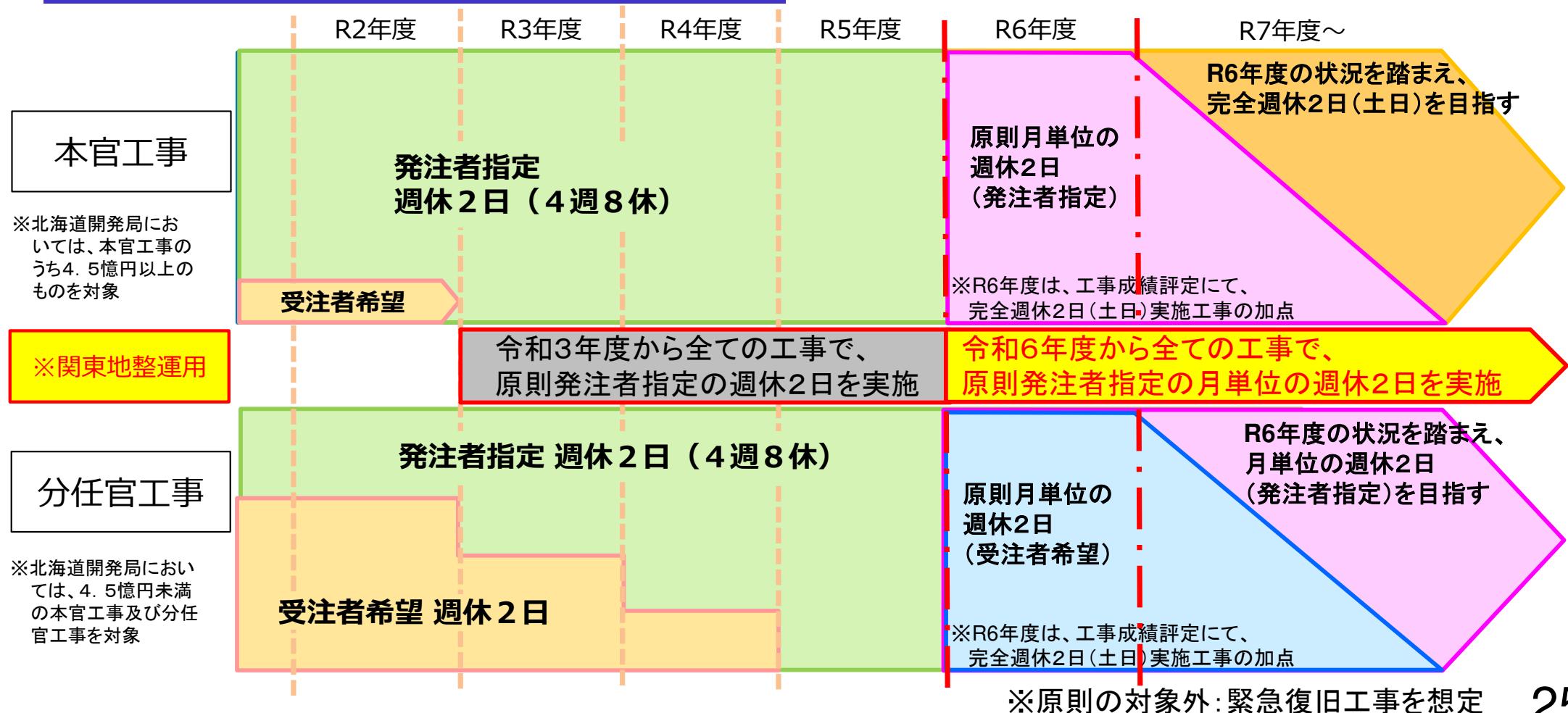
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間を考慮した歩掛の見直し**

(1)週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進
 ※関東地整では、令和6年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休2日を実施
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



(1)週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>	補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+ 	月単位の週休2日	= 	月単位の週休2日(合計)
	R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
	R7以降	—		実施状況等を踏まえた 数値を検討		

<交替制>	補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+ 	月単位の週休2日	= 	月単位の週休2日(合計)
	R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
	R7以降	—		実施状況等を踏まえた 数値を検討		

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める

(1)目的

令和6年度より建設現場においても、時間外労働規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2)対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3)取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

・休日・ノーカー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。【各地方整備局の取組事例】

②会議・打合せに関すること

・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない
(具体的な時間を設定)

・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
・受発注者間でノーカー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド:月曜日を依頼の期限日としない
・ウェンズデー・ホーム:水曜日は定時の帰宅を心掛ける
・フライデー・ノーリクエスト:土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング:
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
・イブニング・ノーリクエスト:定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
※フォローアップ:業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

(4)進め方

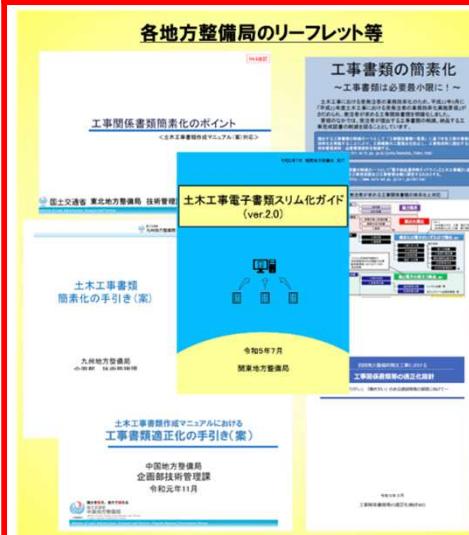
受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

(3)受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

各地方整備局のリーフレット等



- 「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化

通常検査

検査書類

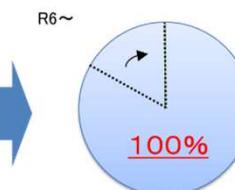
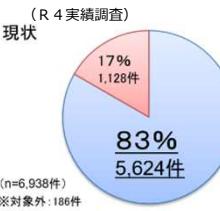
44種類
検査時に準備

書類限定検査

検査書類

10種類のみ
検査時に準備
※その他の確認は、施工プロセスチェック等で代用

書類限定検査のイメージ



- 完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を原則、実施することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

- 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』を設置

地名	相談窓口			
	名称	担当課	電話番号	URL
東北	●●相談窓口	●●部●課	●●●●●	https://www.~
関東	●●2024働き方改革相談窓口	https://www.~
北陸	https://www.~
中部	https://www.~
近畿	https://www.~
中国	https://www.~
四国	https://www.~
九州	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

- 工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の標準様式の展開

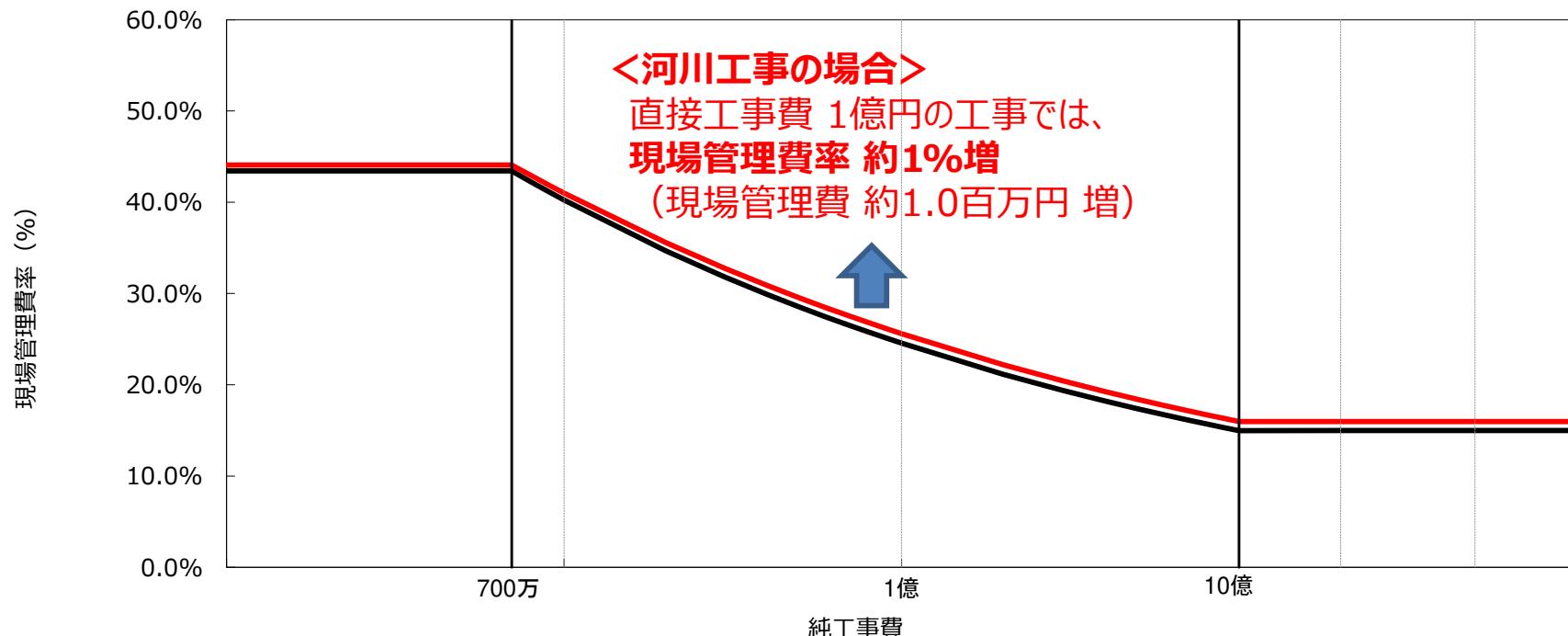
- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



(4)時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理费率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

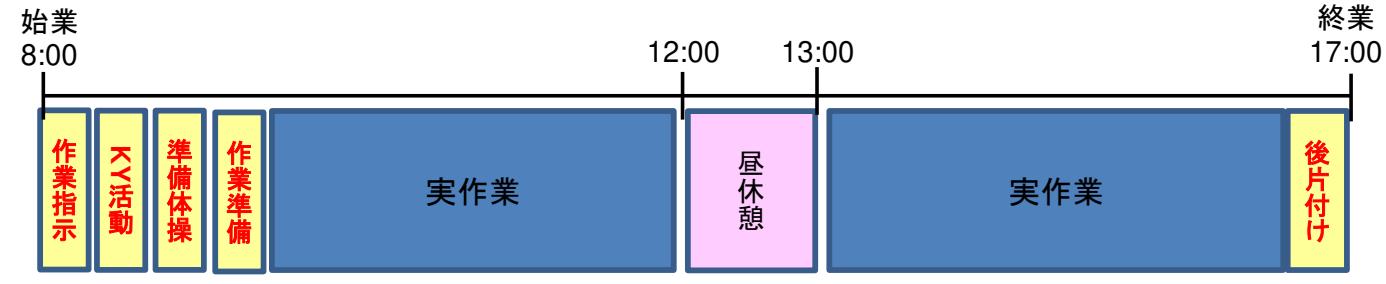
【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

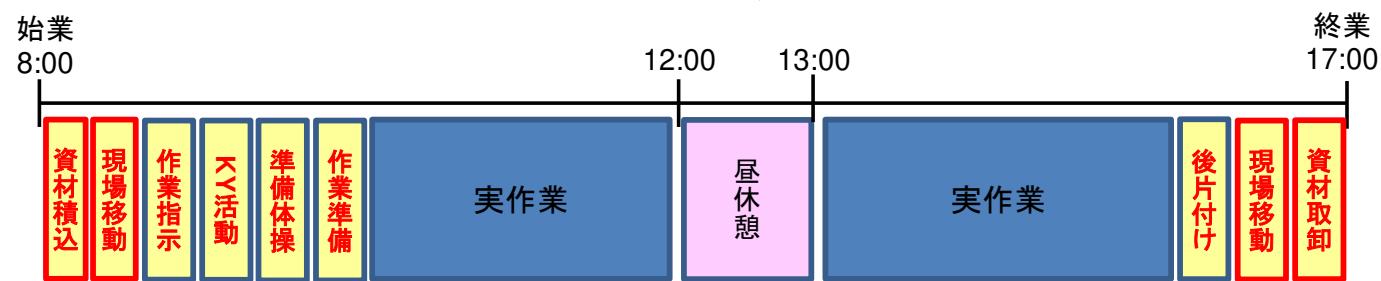
(5) 移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R4年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するよう調査表の見直しを行い、R5年度の27工種の分析に反映

■ 従前の調査



■ R4以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の11工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒R6年度歩掛改正に反映

・舗装版破碎工 ・舗装版切断工 ・電線共同溝工(C-C-BOX)
・伐木除根工 ・安定処理工(バックホウ混合) ・泥水運搬工

・場所打擁壁工 ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
・現場取卸工 ・踏掛版設置工 ・グラウトホール工